

平成 30 年度(第 13 期)事業計画書

(自平成 30 年 1 月 1 日 至平成 30 年 12 月 31 日)

一. NPO 法人成年後見なのはなの理念、目的

1. NPO 法人成年後見なのはなの理念

NPO 法人成年後見なのはなは、成年後見制度の基本理念を自らの事業理念とし、基本的人権を尊重し、支援を必要とするすべての人間の権利と財産を守る為に努力する法人である。

2. NPO 法人成年後見なのはなの目的 (定款第 3 条)

この法人は、多様な専門家と後見人業務に熱意ある市民の方々を組織化し、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分で補佐的な手助けを必要としている人たちに対し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに後見人の受任により財産管理と身上監護に関する事業を行い、もって高齢化社会への対応と障がい者の福祉の充実に寄与する事を目的とする。

二. 平成 30 年度目標

1. 認定 NPO 法人として、より公益性が高く、組織運営が適正に行われ、幅広く一般市民の方々の支援がいただけるような活動を継続する。
2. 会員は後見業務について研究・努力を惜しまず、研修会等を通じて自己研鑽し、家庭裁判所等関係機関の信頼が得られるような、良質で適切な後見業務を行う。
3. 法人による財産管理、家庭裁判所提出書類の全数監査等により、後見業務の安全性、信頼性を高い次元で確保し、法人後見受任団体としての責務を果たす。
4. 成年後見制度利用促進法基本計画の実現には、市民後見人の育成及び活用も重要なポイントとなる。これまで法人が蓄積した市民後見人養成講座運営のノウハウを活かし、後見人の養成とその活用を行う。

三. 事業計画

1. 法人組織体制の見直し

- ① これまでの事務局並びに 3 委員会体制を、事務局並びに業務監査委員会及び教育研修委員会及び後見推進委員会とする。後見会計室を含めた財産管理委員会は事務局に統合される。
- ② 理事長のアドバイザーとして相談役を置く。

2. 事務局

① 総務企画室

- ・ 法人組織全体の調整を行い、成年後見事業の適正適切な業務遂行を実現する。
- ・ 賛助会員入会目標を 250 名とする。入会促進に向け、成年後見なのはなの活動理念や認定NPO法人への寄付に対する税制上の優遇措置の周知を図る。また会員へ賛助会員獲得の必要性認識を徹底するよう努める。
- ・ セールスフォース（業務管理システム）の管理を行う。システム最適化の検討を行う。
- ・ なのはな通信第6号を発行する。
- ・ ウェブサイト（なのはなホームページ）の維持管理業務を行う。
- ・ 認定NPOの認定更新を行う。
- ・ ルールブック作成と改訂を行う。
- ・ 後見会計室の管理監督及び安全性向上と効率化についての調査研究を行う。
- ・ 対外的及び内部的な苦情について、一次窓口として対応する。
- ・ 後見業務遂行上の事務処理リスクや情報漏洩リスク等について検証し、対策を検討する。
- ・ 台風や地震等の自然災害、その他不測の事態における法人の事業活動並びに会員職員の生命・身体の安全の確保について対策を検討する。

② 後見会計室

- ・ 後見会計室は担当会員と協力して適切な財産管理業務を行う。
- ・ 高額な預貯金及び重要財産についての、保管業務を行う。
- ・ マイナンバー通知カード等を事務局と協力し管理保管する。

3. 業務監査委員会

- ① 当法人が受任する後見等事件について、その全件を監査対象とし、裁判所及び後見監督人、後見制度支援信託設定後見人等へ提出されるすべての書類について監査を行う。
- ② 後見会計室と連携を取り、分かりやすく、統一感のある書類作成に努める。
- ③ 監査業務において会員へ連絡した修正内容等を記録し、適宜会員に注意を呼びかける。

4. 教育研修委員会

- ① 事例検討会、公開セミナー、研修会を実施する。
- ② 下半期に後見人養成講座を実施し後見人実務家を養成する。講座受講生に対しては法人への入会を促す。

5. 後見推進委員会

- ① 会員の担当件数の平準化及び最適化を図る。
- ② 新規相談対応を行う。後見人受任に向けてのフォローを行う。新規相談の進捗状況とセールスフォース入力の連動を徹底させ、管理をする。
- ③ 事務局と連携し、後見業務に必要な書式の統一及び業務情報の提供等を行う。
- ④ 会員の後見業務相談窓口として、毎月第2、第4水曜日に相談室を開催する。
- ⑤ 顧問先相談の際の同行を行う。